

衆議院農林水産委員会ニュース

平成 29. 3. 23 第 193 回国会第 4 号

3 月 23 日（木）、第 4 回の委員会が開かれました。

1 ①農業機械化促進法を廃止する等の法律案（内閣提出第 22 号）

②主要農作物種子法を廃止する法律案（内閣提出第 23 号）

- ・山本農林水産大臣、齋藤農林水産副大臣、樋口文部科学大臣政務官、細田農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・宮腰光寛君外 3 名（自民、民進、公明、維新）提出の①に対する修正案について、提出者岸本周平君（民進）から趣旨説明を聴取しました。
- ・両案及び修正案に対し、小山展弘君（民進）及び齊藤和子君（共産）が討論を行いました。
- ・①に対する修正案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決されました。
（賛成—自民、民進、公明、維新、仲里利信君（無） 反対—共産）
- ・①に対する修正部分を除く原案について採決を行った結果、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成—自民、民進、公明、維新、仲里利信君（無） 反対—共産）
- ・②について採決を行った結果、賛成多数をもって可決すべきものと決しました。
（賛成—自民、公明、維新 反対—民進、共産、仲里利信君（無））

（質疑者及び主な質疑内容）

池田道孝君（自民）

- ・米の生産調整が果たしてきた役割と、農業所得の向上に向けた米作りの明るい展望について、農林水産大臣に伺いたい。
- ・都道府県の農業試験場等による種子の開発等が地域農業の振興に果たしてきた役割についてどのように考えているのか。
- ・主要農作物種子法の廃止により、種子の価格はどのようになっていくと見込んでいるか。

中川郁子君（自民）

- ・主要農作物種子法をなぜ廃止しなければならないのか、廃止することが国内の主要農作物の生産にどのように資するのか、わかりやすく丁寧に説明してほしい。
- ・生産性向上につながる小麦の育種にしっかり取り組んでいくことについて、農林水産大臣の決意を伺いたい。
- ・農業機械化促進法を廃止しても、高性能な農業機械の研究開発が遅れることはないことを明確に答弁いただきたい。

稲津久君（公明）

- ・農業機械化促進法を廃止した後、農業機械の開発・実用化にどのような体制で取り組んでいくのか。

- ・農業機械化促進法の廃止により、農業機械の価格が上がるのではないかと懸念に対する見解を伺いたい。
- ・主要農作物種子法の廃止により、種子の開発・生産・流通・管理体制はどうなるのか。

福島伸享君（民進）

- ・米の S B S 入札における調整金を廃止したことが輸入米の価格下落につながったことを認めてはどうか。
- ・主要農作物種子法の廃止について、食料・農業・農村政策審議会で議論を行ったのか。
- ・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法の改正による同機構の業務の範囲の追加は農業機械の検査に限るべきではないか。

小山展弘君（民進）

- ・主要農作物種子法を廃止することが農家の所得向上にどのように資するのか。
- ・主要農作物の新品種の開発に係る知見を都道府県から国内外の民間事業者を提供することで、我が国の高品質な種子の優位性が損なわれるのではないか。
- ・農林水産省の主要農作物種子法に対する認識はどのような理由でいつ変更されたのか。

金子 恵 美君（民進）

- ・農林水産省は農家に何を求め、どのような農業を目指しているのか。
- ・民間事業者と都道府県が連携して主要農作物の新品種の開発に取り組むことができるよう、法律の廃止ではなく、改正を行うべきではないか。
- ・農業機械化促進法について時代のニーズに合わなくなっているのであれば、法律の廃止ではなく、改正を行うべきという議論はなかったのか。

岡本 充 功君（民進）

- ・主要農作物種子法の廃止後の法制度については、法目的が異なる種苗法に全て移行し、包含されることにはならないのではないか。
- ・主要農作物種子法の廃止に伴い、今後、優良な種子を確保するための施策を講ずるといふ農林水産大臣の決意を伺いたい。
- ・平成 12 年に補助事業により導入する農業機械の要件を緩和する通知が発出された際に農業機械化促進法を改正すべきではなかったのか。

佐々木 隆 博君（民進）

- ・主要農作物の種子の生産において国が果たしてきた役割について農林水産大臣はどのように考えているのか。
- ・主要農作物を代替のきかない、重要な作物と考えるならば、種子の生産は国が責任を持つべきではないか。
- ・主要農作物種子法の廃止により、外国資本の参入を防ぐことができないという認識でよいのか。

斉藤 和 子君（共産）

- ・主要農作物種子法の廃止により、都道府県が種子の生産において果たしてきた役割や体制が失われるのではないのか。
- ・主要農作物種子法の廃止の後、種子の生産に係る予算の確保は、どのように担保されるのか。
- ・農機具の型式検査制度を規定していた農業機械化促進法を廃止する理由は何か。

畠山 和 也君（共産）

- ・主要農作物種子法の廃止に当たって、関係者から意見聴取は行ったのか。また、廃止反対の意見に対して、農林水産大臣はどのように考えるのか。
- ・主要農作物種子法の廃止に当たって、農林水産省内ではどのような検討が行われたのか。
- ・主要農作物種子法における公的責任は、廃止により、後退することになるのではないのか。

吉田 豊 史君（維新）

- ・主要農作物種子法の廃止により、民間企業のみによる品種開発が進むことになるのか。
- ・種子の原種及び原原種の保存・管理にどのように取り組んでいるのか。
- ・戦略的物資である種子に係る施策は関係機関で連携して推進することが必要ではないか。